

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省）

制 度 名	地方議会議員年金制度に係る税制措置	
税 目	所得税、法人税、登録免許税、消費税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	<p>・ 税制措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地方議会議員年金制度は、地方議会の任務の重要性に鑑み、地方公共団体の議会の議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神に則り、退職した議員又はその遺族に対し年金又は一時金を支給する制度であり、その給付主体として地方議会議員共済会（都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）が設置されている。（地方公務員等共済組合法第 11 章）</p> <p>地方議会議員年金の財政は、市町村合併や地方の行財政改革の影響により厳しい状況にあることから、地方議会議員年金制度を見直す予定である。</p> <p>・ 税制措置の内容</p> <p>地方議会議員年金制度の見直し内容については、総務省の地方議会議員年金制度検討会報告（平成 21 年 12 月）を踏まえ、制度を存続させるか廃止するかを含めて現在検討中である。制度見直し後も、地方議会議員年金制度に係る必要な税制措置を講じる。</p> <p>制度を存続させる場合には、特段の措置は必要ないところであるが、制度を廃止する場合には、現受給者・現会員の年金受給に係る税制措置（所得税、国税徴収法）及び地方議会議員共済会に係る税制措置（所得税、法人税、登録免許税、消費税）を引き続き講じる。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>地方議会議員年金が、地方公共団体の議会の議員及びその遺族の生活の安定に資するという意義を有し、公的な性格を有することに鑑み設けられているものであることから、制度見直し後も引き続き必要な税制措置を講じることにより、地方公共団体の議会の議員及びその遺族の生活の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地方議会議員年金制度に関する現行の税制措置については、制度見直し後も、現行と同内容の税制措置を引き続き設ける必要がある。</p>											
<p>今回の要望に関連する</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1245 536 1447"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="536 1245 1490 1447"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1447 536 1608"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1447 1490 1608"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1608 536 1767"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="536 1608 1490 1767"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1767 536 1928"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1767 1490 1928"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1928 536 2114"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="536 1928 1490 2114"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>—</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>—</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>—</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>—</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>											

	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税についても、同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	地方議会議員年金制度に関する現行の税制措置については、課税によって、地方議会議員年金制度の趣旨が減殺されないようにするための措置であり、制度見直し後も、現行と同内容の税制措置を引き続き設けることが適当である。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	

これまでの  
要望経緯

地方議会議員年金制度については制度創設当初（昭和 36 年）より、同様の税制措置が講じられている。